

平成 17 年第 2 回
城里町議会定例会会議録 第 2 号

平成 17 年 6 月 15 日 午前 10 時 05 分開議

1. 応招議員

1 番	寺 門 博 志 君	22 番	松 崎 信 一 君
2 番	多 田 政 士 君	23 番	小松崎 三 夫 君
3 番	阿久津 則 男 君	24 番	鯉 渕 秀 雄 君
4 番	桐 原 健 一 君	25 番	根 本 正 典 君
5 番	所 和 明 君	26 番	大座畑 洋 二 君
6 番	飯 村 吉 伊 君	27 番	森 田 勝 一 君
7 番	小 林 祥 宏 君	28 番	浅 野 壽 一 君
8 番	小田部 博 夫 君	29 番	桧 山 年 載 君
9 番	仲 田 澄 雄 君	30 番	阿久津 尚 一 君
10 番	玉 川 台 俊 君	31 番	小 坏 孝 君
11 番	南 條 治 君	32 番	小 松 文 良 君
12 番	澤 田 豊 一 君	33 番	清 水 進 喜 君
13 番	金 子 栄 治 君	34 番	小 林 宏 君
14 番	加 藤 文 夫 君	35 番	福 田 定 夫 君
15 番	杉 山 清 君	36 番	保 坂 藤 吾 君
16 番	川 井 昇 君	37 番	宮 本 仁 君
17 番	藤 咲 徳 治 君	38 番	石 崎 貞 夫 君
18 番	佐 藤 國 保 君	39 番	近 澤 定 夫 君
19 番	羽根石 栄 一 君	40 番	篠 田 守 君
20 番	寺 田 和 郎 君	41 番	関 谷 誠 君
21 番	三 村 由利子 君	42 番	阿久津 堅 次 君

1. 不応招議員

な し

1. 出席議員

1 番	寺 門 博 志 君	21 番	三 村 由利子 君
2 番	多 田 政 士 君	22 番	松 崎 信 一 君
3 番	阿久津 則 男 君	24 番	鯉 渕 秀 雄 君

4 番	桐 原 健 一 君	2 5 番	根 本 正 典 君
5 番	所 和 明 君	2 6 番	大座畑 洋 二 君
6 番	飯 村 吉 伊 君	2 7 番	森 田 勝 一 君
7 番	小 林 祥 宏 君	2 8 番	浅 野 壽 一 君
8 番	小田部 博 夫 君	2 9 番	桧 山 年 載 君
9 番	仲 田 澄 雄 君	3 0 番	阿久津 尚 一 君
1 0 番	玉 川 台 俊 君	3 1 番	小 坏 孝 君
1 1 番	南 條 治 君	3 2 番	小 松 文 良 君
1 2 番	澤 田 豊 一 君	3 3 番	清 水 進 喜 君
1 3 番	金 子 栄 治 君	3 4 番	小 林 宏 君
1 4 番	加 藤 文 夫 君	3 5 番	福 田 定 夫 君
1 5 番	杉 山 清 君	3 6 番	保 坂 藤 吾 君
1 6 番	川 井 昇 君	3 7 番	宮 本 仁 君
1 7 番	藤 咲 徳 治 君	3 8 番	石 崎 貞 夫 君
1 8 番	佐 藤 國 保 君	3 9 番	近 澤 定 夫 君
1 9 番	羽根石 栄 一 君	4 1 番	関 谷 誠 君
2 0 番	寺 田 和 郎 君	4 2 番	阿久津 堅 次 君

1 . 欠席議員

2 3 番	小松崎 三 夫 君	4 0 番	篠 田 守 君
-------	-----------	-------	---------

1 . 説明のため出席した者の職氏名

町	長	金 長 義 郎
助	役	岩 間 伸 博
収 入	役	富 田 孝 一
教 育	長	三 村 亮 一
代 表 監 査 委 員		一 木 邦 彦
町 長 公 室 長		富 永 郁 夫
総 務 課 長		森 島 哲 男
企 画 財 政 課 長		加藤木 昭 博
管 財 課 長		海 野 勝 美
税 務 課 長		加倉井 一 史
町 民 課 長		丹 下 栄 一
保 険 課 長		仲 田 政 男
健 康 福 祉 課 長		綿 引 昭 治

産 業 振 興 課 長	高 橋 洋 造
建 設 課 長	川 又 憲 明
都 市 計 画 課 長	杉 山 勝 男
下 水 道 課 長	小 林 修 一
会 計 課 長	小 林 陸 春
水 道 課 長	阿久津 和 文
農 業 委 員 会 事 務 局 長	河原井 宗 蔵
教育委員会学校教育課長	所 道 彦
教育委員会生涯学習課長	岩 下 泉
桂 支 所 長	谷 津 信 雄
七 会 支 所 長	富 田 一 郎
診 療 所 事 務 長	盛 田 守

1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	田 上 勤
局 長 補 佐	菊 地 良 子
書 記	鯉 淵 和 己
書 記	佐 藤 宰

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

平成17年6月15日（水曜日）

午前10時05分開議

1. 付議事件

一般質問

1. 本日の会議に付した事件

一般質問

午前10時05分開議

議員の出欠

○議長（関谷 誠君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦

労さまです。

ただいまの出席議員数は36名です。欠席、23番小松崎三夫君、40番篠田 守君、16番川井 昇君、遅刻、25番根本正典君、1番寺門博志君、2番多田政士君、以上です。

開議の宣告

○議長（関谷 誠君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、説明のため、町長、助役、収入役、教育長、代表監査委員、室長、課長、局長、支所長、事務長が出席しております。

傍聴人5名を許可いたしました。

一般質問

○議長（関谷 誠君） 本日は一般質問から入ります。

通告第6号、4番桐原健一君の発言を許可いたします。

4番桐原君。

〔4番桐原健一君登壇〕

○4番（桐原健一君） 先般、通告させていただいております点について質問させていただきます。

最初に、子育て支援ブックスタート事業についてお伺いします。

子育てをしている間には、泣きやまない、言うことを聞かない子供を前にいらいらしたりすることは、だれにでもあるのではないのでしょうか。ゆとりを持って健やかに子育てができるよう、絵本を通して赤ちゃん楽しい時間を持ってもらうためのブックスタート事業であります。絵本なんてまだ早いと思っている皆さんも、絵本を広げて赤ちゃんとのゆったりとした時間を楽しみませんかということなのです。

ブックスタート運動は、1992年にイギリスのバーミンガムで始まったそうです。日本では2000年の子供読書の年をきっかけに全国的に広がり、2004年の12月31日現在では、716の市、区、町村で取り組まれております。

赤ちゃんの体の成長にミルクが必要なように、赤ちゃんの言葉と心をはぐくむためには、だっこの温かさの中で周囲の人から優しく語りかけてもらうことが大切だと言われております。絵本の読み聞かせでは、絵が目を通して右の脳を刺激し、言葉が耳を通して左の脳を刺激するそうです。絵本の読み聞かせは赤ちゃんの右脳、左脳を同時に活性化し、脳の発達を促進すると考えられます。何よりも絵本の読み聞かせ——ブックスタートは、保護者の方と赤ちゃんとの愛を深めることに最も効果を発揮すると言われております。

それぞれの自治体が、未来を担う子供たちの発育には大きな関心を持って取り組んでお

ります。城里町でも、ゼロ歳児健診のときに絵本の入ったブックスタートパックを親に配布してはいかがなものか、お伺いします。

次に、各小中学校の教室へ扇風機の設置についてお伺いします。

これから入梅があけて、子供たちは猛暑の厳しい環境の中で学ぶことになります。暑さは学習能率の低下、疾病の誘引、また、学習意欲の低下、熱中症などのおそれがあります。早期に冷房化を実施すべきではないでしょうか。

現在、普通教室への扇風機が設置されている小中学校と設置されていない小中学校があると思いますが、設置状況はどうかお伺いします。

また、今後扇風機の設置されていない小中学校への対策は、どのように考えているのかお伺いします。

次に、防犯対策の強化についてお伺いします。

最近、小学校の下校時をねらった犯罪が数多く起きております。一月前には沢山小学校で下校時に不審者に遭われたそうです。沢山小学校では、団体で下校するように指示しているようですが、最後には1人になってしまうということです。保護者の皆さんも、パトロール中のステッカーを車に張って走行していただくよう、連絡をしているようですが、今月6月3日にも、下校時に不審者車で後をつけられた小学生がいると聞きました。この私の住む城里町では、町全体が山間地域にあるために、人通りのない道を1人で歩いて帰るというケースもあると思います。大変に危険であると思います。

昨年の12月の議会定例会でも質問させていただきました。当時、金長村長答弁で、「私も実はパトロール中のステッカーを張って、朝晩通勤しております」と答弁をいただきました。現在、町長になられても、朝晩の通勤のときにステッカーをつけて通勤しているのでしょうか。私も質問した以上、学校教育課の所課長さんよりステッカーを——こういうステッカーです。このステッカーをいただいております。これは2枚いただいて、女房の車と私の車につけて走行しています。

このパトロール中のステッカーは、旧桂村において小中学校の保護者の皆さんに、また、職員の方に配られており、かなりの枚数が配付されていると思います。しかしながら、ステッカーをつけて走行している人はたまに見かける程度で、特に合併してからは、ステッカーをつけて走行することが薄れてきていると思います。そこで、職員の方が勤務上必要があって町内を走行するときに、本庁、桂支所、七会支所の公用車何台かに、防犯パトロール中と書かれたステッカーを張った車で走行していただければ、防犯対策の強化につながるのではないのでしょうか、お伺いします。

さらに、環境パトロール中と書かれたステッカーを張って走行していただければ、ごみの不法投棄防止にもつながるのではないのでしょうか、お伺いします。

以上3点、よろしくお願いします。

○議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 4番桐原議員からのご質問でございますが、第1点目は子育て支援について、ブックスタート事業についてのご質問でございます。

議員おっしゃるとおり、子供を育てていくその上では、非常に情緒といいますか、そういうものを大切にしていけるということが非常に大事かと思っております。モーツァルトの音楽を聞けばいいとか、そういうこともいわれておりますが、議員ご質問のように、お母さんとお父さん、また、子供が絵本を通じてそういうふれあいをしながら情緒豊かな子供に育っていったらというところが大事かと思っております。

それで、町として出生したときに配布としてはどうかということがご質問の真意かと思いますが、現在、町内で生まれる方、百七、八十人かなと思いますが、いずれにしても、ゼロ歳児の方に本を配布する、それぞれの家庭の環境とか、その個人の考え方、本の選択とか、いろいろ問題はあります。そういう中で、やはり配布したその後、どうそれが生かしていけるのかなということが、もう一つ大事なポイントになってくるかと思っております。

そういう中で、ただ単に配るということでは私は意味はない、ちょっと薄れていくのかなと思っておりますので、そういうものをよく検討しながら、できれば図書館の読み聞かせとか、ボランティアとか、そういう方々と連携をしながら、そういうものが生かしていけるような状態になれば、それも配本の意味があると思っております。そういうことで、なお検討させていただきたいと思っております。

次に、小中学校への扇風機の設置の問題ですが、設置の状況ということですが、町内には10の小学校、それから、3つの中学校がございますが、そのうち扇風機が普通教室に設置されておるのは、石塚小学校、小松小学校、青山小学校、古内小学校、それから、中学校では桂中学、それでございます。

夏の暑いときの風通しをよくするとか、冬の暖房の温度が上に上がったのを引きおろすとか、そういう効果はこれはございます。そういう中で、今後は学校の建っている立地条件、風通しがいいとか悪いとか、そういうものをよく検討しながら、できるだけ未設置校についてはそういうものを調査して、経費の問題も勘案しながら設置するような方向で検討してまいり、そういうふうを考えています。

次に、公用車に防犯パトロールのステッカー、それから、環境パトロールと両方関連がございますので、お答えを申し上げたいと思います。

防犯パトロール、確かに今は夏場は夕方明るくなりましたが、冬場の日の短いときなんかは、子供さんが1人で帰る、そういうときにパトロールをするというような意味合いから、やはり防犯ステッカーの貼付といいますか、そういうものが必要であると思っておりますが、そういう中で、やはり公用車に全部防犯パトロールとか、環境パトロールということではなくて、それぞれの担当する、関係する課の自動車については、環境担当の課

は環境パトロールのステッカーを張る、また、教育関係等については、防犯パトロールのステッカーを張るとか、そういうことで対応してまいりたい。

それから、私自身に対するご質問でございますが、私は助手席のこのところにこうついています。普通こう上げて乗っているんですが、ときどきおろしたり何かしては、今もついておりますが、できるだけ町内を走るときはおろすような考えではいますが、ちょっと邪魔になるようなときがあると、上の方へ上げていますが、そういうことで現在も私は続行をしております。

以上、桐原議員のご質問に対してお答えを申し上げます。

以上でございます。

○議長（関谷 誠君） 4 番桐原君。

〔 4 番桐原健一君登壇 〕

○ 4 番（桐原健一君） ご答弁いただきまして、ありがとうございます。

ブックスタート事業について、昨年 6 月の議会定例会でも質問させていただきました。そのときの答弁と同じような答弁だと今聞いておりました。昨年 6 月では、「新しい町における保健福祉部会における意見等聞きながら検討させていただきたい」と答弁いただきました。

やはりどういう絵本なのか、どういうものを選択していいかということで、きょうは見本ではないけれども、絵本を ― これは坂東市に私の娘が嫁ぎまして、こういうふうなブックスタートというこれです。この中には子供のよだれかけ、赤ちゃんのこういう。この坂東市ではこのよだれかけを配布するんだね。それとこの絵本。赤ちゃんが見るので、こういう真っ赤とか、お母さんが読む。見ることによって右の脳を活性化するそうです。それで、お母さんが読むことによって耳をたてて左の脳を活性化する。だから、渡すときに、ゼロ歳児に読ませる、聞かせるが大事だということをお母さんに教えて渡しているそうなんです。

いろいろな自治体でやり方があるみたいです。実際、城里町の近くの市、笠間市、那珂市、常陸大宮市でも実施しております。ぜひ前向きにご検討をしていただきたいと思います。

各小中学校への扇風機の設置についてですけれども、設置していくという点で、これから厳しい暑さの中で勉強していくわけであります。現在でもニュース等で、熱中症で倒れている人もいます。同じ町立の小中学校でありますので、同じ環境の中で学ばせてあげたいと思う気持ちはだれでも同じでしょう。ぜひ扇風機設置をお願いしたいと思います。

3 点目の防犯対策ですが、最近、石塚小学校の学区内でも、不審者がお金を 100 円か 500 円がわからないけれども、わざと落としてそのお金を拾わせようとして、車に連れ込むような事件も発生しているとお聞きしました。石塚小学校の保護者の皆さんの注意を呼びかけているそうですが、やはり私も全部の公用車につけると言っているのではないんです。

本当に桂支所、七会支所、本庁と回る車があると思うんです。何台かの車につけていただければさらなる防犯対策につながると思います。

以上お願いして、質問を終わります。

○議長（関谷 誠君） 以上で、4番桐原健一君の一般質問を終結いたします。

なお、この議場が温度が一定しておりませんので、暑いと思う方は上着を脱いでも結構であります。暑いところと涼しいところがあるそうでありますので、一概にいきませんので、よろしくお願いします。

次に、通告第7号、17番藤咲徳治君の発言を許可いたします。

17番藤咲徳治君。

〔17番藤咲徳治君登壇〕

○17番（藤咲徳治君） 提出した通告のうち、2番目の入札情報の公表については、既に町として実施しておりますので、削除いたします。

国民健康保険は、我が国最大の医療保険です。当町でも過半数の町民が加入しております。昨今の社会情勢を反映して国保加入者が急増しております。この制度の充実は、町民の命と健康に直結する課題です。

国民健康保険法第1条は、社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とすると法律の目的をうたっており、さらに第4条では、国は国民健康保険事業の運営が健全に行われるように努めなければならないと国の責任を明確にしております。

ところが、1980年代から国の都合により、国庫支出金が減少の一途をたどり、これが現在市町村の国保財政を苦しくさせている最大の原因です。国の責任は明快です。しかし、最も住民と密接なつながりを持つ自治体は、町民の命と健康を守るという重要な責務があります。その責務は我々地方議員にも課せられていると思います。そういう前提で大きく第4点にわたって質問いたします。

第1点、国保税の税率を低所得者に配慮したものにする必要があるのではないかということです。

3町村の合併協議の中で、国保税率は合併新年度からは統一するということになって、新しい税率が広報によって町民に知らされました。平等割、均等割の割合が大きくふえ、旧3町村とも大幅な増税です。とりわけ応益割の比率がふえる常北地域の人たちは、低所得者の負担割合、値上げ率が大きくなります。

全国的な傾向は、国保加入世帯の所得階層を見ると、所得ゼロから199万円という方が過半数を占めております。国民の大多数はお金をやりくりして国保税を納入しているのだと思います。しかし、一方で年々納められない人が多くなっていることが旧3町村の収納率の推移から見るができます。私は、なぜ国保税のこのような大幅な値上げをしなければならないのか理解できません。

平成12年度から15年度までの4年間の3町村の差引残高の合計は、4億2,900万円です。

それにもかかわらずの値上げですから、町民の理解は得られないと思います。町民の負担能力を超えた国保税が、新たな滞納者をつくるのではないかと思います。一方、町には約2億円の基金があります。その一部を活用してでも納めたくても納められない人に配慮した税率にすることが望めます。

国庫負担金の削減から始まった悪循環は、自治体の国保税値上げ、不況の深刻化、収納率の低下という流れが形成されています。この連鎖を断ち切らない限り、国保が最大の医療保険制度として、町民の命と健康を守る命綱としての役割が果たせないのではないのでしょうか。町として機会あるごとに、国に対し国庫負担金を少なくとも元に戻すことを強く求めることが大事だと思います。同時に、負担能力に合った税率の設定、低所得者に配慮した税にする必要があると思います。町長の考えはいかがでしょうか。

国保問題の第2です。正規の保険証を全員に交付する必要があるのではないかという件です。

納めたくても納められない人に対して、正規の保険証を交付しないというペナルティが急増しています。国の法律が改悪され、滞納世帯に対して被保険者証の返還を求めるとするとされました。これをもって、保険証の取り上げは義務規定だからといって、一律に保険証を交付しない市町村がふえています。一方で、短期保険証や資格証明書を発行していない自治体もあります。

国民健康保険法施行令第1条の3を見ますと、特別の事情がある場合は保険証の返還を求めることができません。災難や盗難、病気、倒産、著しい損失などがある場合は、保険証は交付しなければなりません。事実、厚生省は、国保法第9条第3項でいう特別な事情については、各市町村が個々の事情に応じて適切に判断すべき、国が基準を一律に定めることは適当ではないと再三説明しております。つまり国は、法律では滞納者から保険証の返還を求めるとすると定めてはいるが、機械的に一律に取り上げるのではなく、自治体の実情に応じて判断すべきと言っているのです。

当町では、短期保険証の発行が328通です。加入者が病気になって医者にかかる必要に迫られて、2カ月の短期保険証をもらうために役場に来ます。そして、短期保険証をもらうための手続をします。私は、この方法が果たして収納率を高める効果があるのだろうかという疑問を持っています。事実、私が調査したところによりますと、旧3町村の12年度からの収納率は下降の一途をたどっています。

納めたくても納められない人が、とりあえず短期保険証をもらうための間は受診抑制になります。医者に行くのをためらっている間に病気が進行する、重篤化するということになれば、結果的には町の医療費が多くなります。金の切れ目が命の切れ目というふうになることは絶対に避けなければなりません。このようなことから、全員に正規の保険証を交付することが町の責務ではないかと思います。特に資格証明書の発行は人権侵害に当たります。この発行は絶対にやめるべきです。

また、短期保険証については、法第9条第3項、施行令第1条の3にある特別な事情をよく勘案し、悪質な滞納者に限るという限定規定を厳密に守っていく必要があると思います。町長のお考えをお聞きしたいと思います。

国保問題の第3に、町独自の低所得者に対する減免制度を設ける考えがあるかという問題です。

現在の城里町国民健康保険税条例第15条には、国保税の減免の規定を定めています。それは、(1)火災等により生活が著しく困難となった者、またはこれに準ずる者と認められる者、(2)貧困により生活のため公私の扶助を受ける者、またはこれに準ずる者と認められる者という2点のみです。しかし、地方税法や国保法施行令では、このほかに病気や事業の廃止、休止、さらに著しい損失を受けたこと、それに類する事由があったことを減免の根拠に挙げています。

国保税は、生活保護水準以下の人であっても納税の義務が課せられています。負担能力を超えた賦課金が払えなくなれば、短期保険証や資格証明書が交付されるということになり、病気になったときに、病院にも行けなくなる状態になります。私は、どんな人でも納めなくてもいいと思っている人はいないと思っています。きちんと納めたいと願っているのが自然な人間の感情だと思います。しかし、納めたくても納められない、そういう人たちを行政としてどう対応するのが大切だと思います。

私は生活をやりくりしてやっとの思いで納めている人がいることも知っています。だからこそ納めていない人に対する批判があるのだらうと思います。納めたくても納められない人、やっとの思いで納めている人、この両者の一体感をどう調整するのが行政に課せられていると思います。

そこで、国保税条例を改定して生活保護水準以下の世帯はもちろんですが、その水準と比べて、例えば110%、120%、150%の世帯の場合は、何割かの減免をするという制度、町長が独自に判断する条項を設けるべきではないかと思います。町長はどのようにお考えでしょうか。

国保問題の第4、一部負担金の減免について質問します。

保険給付費の軽減は、国保財政の健全化に寄与すると同時に、町民の健康の物差しとなります。病気の早期発見、早期治療は、医療費削減の大原則です。長野県下の自治体では、国保の3割の患者に対する助成を行い、病気の早期発見、早期治療に貢献しているところが広がっています。医療費への不安を軽減するこの取り組みは、どこでも住民から歓迎されています。その内容は、世帯主が病院にかかったとき、1割から2.5割の軽減をしているそうです。14年の段階で長野県下17町村が実施し、その結果、長野県の1人当たりの老人医療費は全国一低くなっております。長野県の担当課も、病気の早期発見につながれば、医療費が安く上がることは間違いのないと言っていたそうです。

また、国保法第44条は一部負担金の減免について定めています。特別な理由がある被保

険者が、一部負担金の支払いが困難と認められるときは、減額や減免の措置をとることができる」と記しております。国保法第43条第1項は、保険者は政令の定めるところにより、条例または規約で第42条の第1項の規定する一部負担金の割合を減ずることができる」と記しております。これを読む限りでは、一部負担金の減免をするかしないかは、自治体の裁量によるように見えます。

しかし、昭和34年3月20日付、厚生省保険局長通知では、減免該当状況を具体的に定め、被保険者に周知徹底を図り、医療機関との連携を保ち、適正に実施するよう特別の配慮を行うようにという文書、昭和35年2月24日には、一部負担金の支払い困難な者に対する徴収猶予および減免の適正な運用を行うとともに、被保険者に対してその趣旨を普及させるようにという内容の通知が出されています。

この2つの通達を読む限り、明らかに一部負担金の減免条例が市町村にあることを前提としています。つまり一部負担金についての減免制度は、市町村は条例で定めなければならないということです。当町でも一部負担金の減免について条例を定め、早期発見、早期治療に寄与するべきと考えます。さらに、そのことが最終的には町の国保財政健全化に寄与するものと考えます。町長の考えを伺うものであります。

次に、N T T、東電電柱使用料の改定を行って町の増収を図るという質問です。

現在、どこの市町村も財政難によって厳しい運営を強いられています。少しでも増収を図りたいと知恵を絞るのは当然です。そういうことから、私は提案申し上げたいと思います。

それは、町有地内にあるN T Tや東電の電柱使用料は、財産貸付使用料として町に支払われています。この使用料は、N T Tや東電の言い値で決められるわけではなく、町の条例に基づく規定によって額が決められます。この規定を改定すれば相応の増収が期待できます。

私は、旧常北町でも提案しましたが、今年度予算にはその収入が反映されていませんと思われるので、新しい町においても改めて提案するものです。よろしくお願ひしたいと思います。

最後の項目です。

合併によって教育委員会事務所が常北公民館（トレセン）に移転しました。役場庁舎が手狭なためやむを得ない措置だとは思いますが、町民にとっては不便きわまりない状態になったといえるのではないのでしょうか。合併によってコミセンの町民利用が狭められていますが、こちらは議会開催中だけという限定があります。臨時的なものということであきらめられると思います。しかし、常北公民館は臨時的ではありません。本来、町民の社会教育活動に開放されるべき部屋が狭められていることは問題です。

加えて公民館には、社会教育法によれば図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図る責務があります。常北公民館には体育室はありませんが、図書室がなくなりました。

図書の利用を図ることが定められているものの、図書室がなければ静かな環境で本も読めません。

本来、社会活動というのは、国民が文化的教養を深め、学校教育との密接な関連性を有することから、家庭教育の向上に資するよう必要な配慮を求めるといふ崇高な任務を持ったものです。その中心をなす公民館が本来の役割を果たせるようにするのが、設置者である町の仕事だと考えます。町長のお考えはいかがでしょうか。

以上で、第1回目の質問を終わります。

○議長（関谷 誠君） さらに、傍聴人1名を許可いたしました。

24番鯉淵秀雄君が早退いたしました。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 17番藤咲議員からのご質問でございますが、1点目は国保行政についてということで、4項目ほどのご質問をいただいております。

最初は、低所得者に配慮した税率設定の考えはあるのかということでございますが、議員ご承知のように、国民健康保険につきましては、社会保険加入者以外の自営業者、また、地域住民の方々の加入によって成り立っておる制度であります。それらの収入をもって、病気やけがをしたときの医療費に充てるといふことが基本でございますが、確かに従前から見ますと、国の財源措置というものは減額になっております。

そういう中で、年々景気低迷、そういうことがあって、それらを十分配慮しながら、低所得者の減免をしていってはどうかということなんですが、いずれにいたしましても、最高額が国民健康保険税では限度額では53万円、介護保険につきましては限度額で8万円という設定がございます。いずれにいたしましても、所得に応じて課税されるということと、保険税の4割及び6割の軽減措置、これは法的にやっておりますので、そういう範疇の中で運用をしまっているということが基本的な考え方だと思いますので、町独自で特別軽減をするというような措置は考えておりません。

次に、保険証の全員交付につきましては、議員ご指摘のとおり、滞納世帯、合併時に328世帯というような数字が出ておりますが、全員に2カ月間有効の被保険者証を発行をいたしております。その後、納税相談等においでいただいた方々には、全員有効期限を更新して保険証を発行しておるということでございます。申請においでにならない方がかなりいらっしゃるということでございますが、基本的には現在のところおいでになった方、そういう方には全員発行しておるということが事実でございます。

次に、町独自の減免制度を設ける考えはあるかということでございますが、前段で申し上げましたように、いずれにいたしましても、国民健康保険税条例の減免に関する規定によって、申請に基づいて必要があれば保険税を減額、または免除するという規定がありますので、それらに適用された場合は減免、または免除の制度を運用しておるところでござ

います。

いずれにいたしましても、独自に減免をするということは、税全体をみんなで支えていくということになれば、その減じた分はだれかが負担をしなければならないということが事実でありますので、全体がまた保険税が値上げになるかどうかということになりますので、町独自の減免制度というのは現在のところ設ける考えはございません。

次に、一部負担金の減免措置でございますが、これにつきましても、医療費全体としては個人の負担割合が上がっておるということは事実であります。町としましては、一部負担金を除いた小学校6年生までの医療費の全額補助とか、そういう制度を取り入れております。そういう中で、やはり先ほど申し上げましたように、町独自の減免措置を講じますと、これまたやはり繰り返すようですが、国保税全体の枠の中での不足した分、それをだれがどこで負担していくのかということも考えていかなければならないので、現在のところは、一部負担金の減免措置ということは考えておりません。

以上でございます。

続いて、社会教育行政について、その前に町の増収対策についてということでございますが、NTTや東電の電柱の使用料値上げによって増収を図る考えはないかということでございますが、合併前、七会地区、常北地区については、これらの道路占用料の徴収条例でもって電柱等に対する使用料を徴収をいたしておりました。桂地区についてはいたしておりませんで、これらを合併後、徴収するということで現在進めておりますが、価格については従前1本について695円、それを1,200円ということで現在徴収条例を適用して徴収するというようになっておりますので、若干の増収にはなると、そういうふうに思っております。

続きまして、社会教育行政についてということでございますが、教育委員会の事務局が公民館に行った、大会議室を事務室として使っておるということで、大変ご不便をかけておりまして、申しわけないと思っております。

合併当初の人員配置の問題、また、庁舎を新しく建築をしないという基本的な考えで合併を進めてまいったものですから、緊急やむを得ない事情でご理解をいただくということをお願いをしたいと思います。小会議室とか、講座を開く会議室等については従前どおりでありますので、それについてはほとんどご不便をかけない。大きい会議が開けないということは事実ですが、使用等についても十分研究しながら、ほかの会議室を使っただけとか、そういうことで当分の間ご不便をおかけすると思いますが、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（関谷 誠君） 17番藤咲君。

〔17番藤咲徳治君登壇〕

○17番（藤咲徳治君） 私は、今度の値上げが町民にとって理解を得られないのではな

いかと言っているんですが、私は、平成12年から15年度までの数字をちょっと調べてみたんですが、毎年3町村合計で差引残高が1億円を超しているんです。平均で約1億円です。それで、平成12、13、14、15年の間に4億幾らかの差引残高をつくっているんです。

これは差引残高というのは、結局翌年度の繰越金に全部入っていくわけですから、そうすると、つまり国保会計は1億円の余裕を、クッションというか、そういうものを毎年3町村合計でつくっているんです。そういうことになってくると、ではこの額を半分にしても、5,000万円の分は保険料の値上げとか、低所得者に対する配慮をした税率に設定することができるのではないだろうかというふうに私は思うんです。そういうことから見ると、この値上げというのは、私は理解できないんです。そういうことを改めて答弁していただきたいと思います。

さらに、全協のときの説明でも、現在、町には2億1,000万円の基金があるということです。それで、そういう基金を活用する考えがあるのかどうか、第2点をお聞きしたいと思います。

一般的に言えば、応能応益の比率がフラットになれば、低所得者の負担が増になるという事は言われていますが、特に一番人口の多い常北地域の場合には、応能応益の割合は、改定前は66対34だったんです。それが大幅にふえて今度は64対36になったわけですから、3ポイント応益の割合が多くなったわけで、その分低所得者に対する負担増が多くなるのではないだろうかということで、私は特にそういう配慮が必要なのではないかと言ったわけです。

次に、保険証の全員交付なんですが、町長が答弁の中で納税相談に来ない人、申請に来ない場合については、短期保険証も発行していないということは、この人は保険証を持っていないんですね。保険証を持っていないから医者にかかりたくてもかかれない。全額負担するしかないんですね。そういうことになってくるとやはりそれだけ受診抑制になるかもしれませんが、重篤化は避けられないというふうに思います。そのところは、ぜひ考える必要があるのではないだろうかと思います。そういうことからすると、やはり個々のそういう人に対しても、保険証の場合には正規の保険証を全員に交付するというのが大前提だと思います。

先ほども申し上げましたが、短期保険証のそういうペナルティを課すことによって、収納率が上がるわけではないんです。例えば、平成12年度から見ると、16年度は別として3町村とも15年度は大幅に収納率で減っていますよね。常北が87.5%から15年度は80.2%、桂が90.8%から85.2%、七会が90.2%から74%というぐあいに減っていますから、この短期保険証を交付することによって、収納率が上がるということはちょっと違うのではないだろうかと思います。そういうことから、全員に交付した上で、その収納対策というのは進めていく必要があるんだと思います。

それで、さらに短期保険証というのは、これは新たな問題をいうわけですが、短期保険

証や資格証明書を発行する場合に、これはどのような内規があって発行しているのかということをお聞きしたいということです。

というのは、ほかの条例なんです、行政手続条例の第12条にこういうことが書いてあります。これは処分というのは、行政の言葉でいうとその個人に対して法に基づいた行為をする場合をすべて処分というわけですが、これは明らかに不利益処分なんです。不利益処分による場合には、行政手続条例はこういうふうに言っているんです。「条例によって基準を定め公にしておかなければならない」ということが行政手続条例に書いてあるんです。そういうことからすると、この短期保険証、資格証明書というのは、この不利益処分に当たるのではないかというふうに思いますが、そのところをどのように考えているのか。さらに、不利益処分をした場合は基準を公にしなければならないと同時に、意見陳述の機会の手続を取らなければならないということも13条では記されております。その辺はどのように考えておられるのか、答弁をいただきたいと思います。

さらに、一部負担金の減免なんです、これは保険全体的にそうすると国保全体の財政が苦しくなると町長は答弁されましたが、全く逆の効果が出るんだと思います。これは医療費の給付費を削減をするための私は提案だと思っていますので、そのところは誤解のないようにお願いしたいと思います。この間の医療給付費ということをもう一回お願いしたいと思います。

あとN T Tと東電の電柱使用料のことなんです、道路に限らずこれは町有地全体に適用して、もっと拡大する必要があるのではないかと改めてお願いをしたいと思うんですが、その答弁をまたお願いしたいと思います。

さらに、公民館ですが、文化活動というのは、私は例えば、リタイアした人たちにとっての命の糧、そういう生きる活力を得る場だと思っています。私はよく療養体験記とか、例えば脳梗塞とかなんかでそういう手記を読む機会があるんですが、そういう中で、最終的にその人の生きる力を支えるというのは、学校の受験科目から除外された項目、つまり絵とか、音楽とか、体育とか、そういうものがその人の生きる力を支えるというんです。

なるほどなと思うんですが、そういうことからいうと、例えば正岡子規が「墨汁一滴」、「病床六尺」ですか、そういう本を書いたんですが、あの人たちの才能というか、感覚というのは、破格の感覚を持っているわけですが、それで正岡子規の場合には、「病床六尺、これが我が世界だ」という書き出しで始まって、絵から俳句から短歌、そういうことを鋭い目で見、ぎりぎりのところで書いている作品ですが、そういうことから見ると、やはり、文化芸術というのは、そういう人間の根源的なところでは、生きる力を左右する大きな力を持っているのではないかと考えているんです。

そういうことからすると、リタイアした人たちにとっての重要な大切な活動の場である公民館が、そういうことで狭められている、しかも、図書室がなくなって、隣でバレーボールをやっているところのわきに本が何冊か置いてあるわけですが、それを読むといって

も読む環境ではないですね。

そういうことからすると、改めていうと、目先の短期間の効率のみを追求する行政ではなくて、そういう文化とか、生きる力をはぐくむ行政を町として進める必要があるのではないかということを申し上げて、2回目の質問といたします。

○議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 藤咲議員の2回目のご質問でございますが、国保税の値上げ、繰越残高があるんじゃないか、また、基金を使うのかどうかというご質問でございますが、いずれにいたしましても、繰越財源、また基金につきましても、これは加入者の問題なんです。今後国保状況が悪化していくとか、そういうことになったときには、それが支えとなって再値上げとか、そういうこともしなくて済むとそういうことが基本かと思います。

16年度の交付税の軽減実績を見ますと、4割、6割軽減の世帯が1,877世帯ございます。人数にして3,802人がそれらに該当をしておる。税額として5,250万6,000円がそれらの税額の減免額であります。そういう中で、町の国保運営上、現在の税率そのものは近隣と比べてほぼ平均的な税率であると思っております。また、これらにつきましては、国民健康保険の運営協議会等も通じて検討をしていただいております。

続いて、保険証の全員の発行ということでございますが、どういう形で相談においでにならないかということは、これは個々の事情があってということかわかりませんが、できるだけPRをしながらおいでいただいて、納税相談、そういうこともしながら保険証の交付に当たってまいりたい。

現在、おいでになっている中では、少しずつ滞納額も減っておるというのが大部分でございます。連絡もつかないような方もありますが、それぞれの事情があると思いますが、そういう中でおいでになった方には、納税相談をしながら保険証を発行してまいりたいとそういうふう考えております。

それから短期保険証、どのような基準でというようなことでございますが、それにつきましては、担当課長の方からご答弁を申し上げます。

続いて、町独自の減免制度につきましてはの再度のご質問でございますが、減免をして国保にちゃんと入って、早期診断、早期発見をしていけば医療費の増大を防ぐのにつながるということで、逆に給付費が減るだろうという、事実ございますが、考え方としてはそういうこともあると思いますが、制度として現在のところ減免措置を町独自につくっていくということは考えておりません。

次に、電柱の使用料については、道路ばかりではなくてということでございますが、私の方では前段で説明不足の点があったと思いますが、道路ばかりではございません。行政財産全部について使用料を徴収をいたしております。

続いて、公民館の事務室と会議室の問題であります。高邁なご意見をいただきました。

が、文化活動、芸術活動、そういうものにつきましては、教育長の方からご答弁を申し上げたいと思います。

○議長（関谷 誠君） 保険課長。

〔保険課長仲田政男君登壇〕

○保険課長（仲田政男君） 議員のご指摘でございます短期保険証につきましてでございますが、未納の方に対する対策ということで、県の事務手続きの指導の中で実施しているわけでございます。

それから、資格証明書につきましては、先ほど議員が申されましたように、国民健康保険法の9条に資格証明書のことににつきまして、書いてあるわけでございますが、これらに基づいてといいますか、本町につきましては、資格証明書につきましては発行しておりません。

以上でございます。

○議長（関谷 誠君） 教育長。

〔教育長三村亮一君登壇〕

○教育長（三村亮一君） 公民館の会議室のところに教育委員会の事務室が入った、それによる影響というのがゼロかといえば、それはうそだろうとは思いますが。特に今まで使ってきた人たちにとっては、その場所がなくなってしまったという感じを持たれている方がいるだろうと思います。ただ町長の方で先ほど申しましたように、やむを得ずの処置でほかに場所がないというようなことで、あそこに教育委員会の事務室が移ってきた、教育長室が移ったということをご理解をいただきたいというふうに思っているところです。

特に、ご指摘いただいた図書の件ですけれども、これについては、結構な冊数は入っていましたけれども、図書館の充実というような意味で、ほぼその機能が図書館の方に移させていただいたというようなことでご理解をいただきたいと思いますし、また、そういう意味で、図書館の方の図書を活用させていただきたいというふうに願っているところです。

よろしくお願いいたします。

○議長（関谷 誠君） 17番藤咲君。

〔17番藤咲徳治君登壇〕

○17番（藤咲徳治君） 先ほど短期保険証とか、資格証明書を発行していないということですが、これからも発行しないんですよね。発行しないという方針だと思いますが、短期保険証の場合には、さっき言った行政手続法上の関係はどういうふうになるのか、まだお答えいただけていないように思います。

それで、一部負担金については、私はもうこれは最も実行ある負担軽減策だと思っておりますので、3回目もう一回質問させていただきます。

43条ですが、保険者は政令の定めるところにより条例または規約で、一部負担金の割合を減ずることができるということが、国保法第43条に書いてあります。これはあるところ

で、この法律に基づいて申請書を役場に持っていったそうです。出そうと思って役場に行ったんだそうですが、役場ではこの申請の書類がないということで却下されたそうです。

それで不服審査を申し出て、その審査会の見解なんですが、そこでは、この条項は国民に申請権はあるんだということを認めたそうです。申請権があるということは、行政にとっては受理する義務があるんです。さらに厚生省、当時ですが、申請に対して受理するかしないかまで保険者にゆだねられるわけではないということを答えているそうです。ということからすると、これは明らかに申請権がありますから、行政としての手続きをしなければならない義務があるのではないだろうかというふうに思います。改めて検討をお願いしたいと思います。

さらに、増収対策については、私は1回目の町長の答弁が道路というふうに聞いたものですから、それは聞き違いかどうかそれはわかりませんが、わかりました。

さらに、公民館についてですが、これは利用者にとって不便度はゼロではない。不便ではあるけれども、そんなに大きくないということでしたけれども、これはそこを常時自分の家のように何回も使っている親しみのある人にとっては、これは大きい問題だと思いますので、そういう軽い問題ではないというふうに、私は思っていますということを申し上げて、すべての質問を終わります。

○議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 最初の短期保険証の交付のどのような基準で、不利益処分に当たるのではないかとというご質問かと思います。どういう基準でやっているのかということについてであります。先ほど担当課長の方から申し上げましたが、若干お答え不足のところもあると思います。後ほど担当課長から、再度答弁をいたさせたいと思います。

次に、一部負担金の減免であります。減免することができるということで、受理をしなければならないのではないかとというお説かと思いますが、それぞれのケースによって検討をさせていただきたいと思います。その時点によってどう取り扱うかということを検討をさせていただきたい。

それから、公民館の事務室の問題であります。教育長が申し上げたとおり、全然不便を来たさないと、そういうことはありません。これは今まで使っていた方に対しては不便かと思いますが、ほかの施設等もどうかご利用いただきながら、例えば桂地区とか、七会地区にも会議室で使っていないような会議室もございますので、そういうこともあわせて、町が一体となったわけですから、そういう中で、お互い工夫しながら使っていただければ大変幸いかなと思っています。

以上でございます。

○議長（関谷 誠君） 保険課長。

〔保険課長仲田政男君登壇〕

○保険課長（仲田政男君） 先ほどの短期証明書のことでございますが、行政手続法にということでご質問がありました。これにつきましては、資料が今手持ちがございませんので、持ち帰りまして、再度調査をさせてご報告を申し上げたいと思います。

○議長（関谷 誠君） 以上で、17番藤咲徳治君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第8号、14番加藤文夫君の発言を許可いたします。

14番加藤君。

〔14番加藤文夫君登壇〕

○14番（加藤文夫君） それでは、通告に従いまして、2点ほどご質問させていただきます。

1点目といたしましては、バス運行についてでございます。

以前、桂村議会におきまして、笠間市から大宮町間に開通しました広域農道に路線バスを、特に桂村から大宮へ質問した経緯があります。その中で村長の答えは、「採算性もあり難しいのでは。そのかわりに新しい町が目玉事業としてコミュニティバスの運行が提唱されています」とのことでした。

現在のバス運行は、診療所への通院、そして老人センターへ等の巡回バスが中心になっております。民間の路線バスも城里町にとって重要な交通手段であります。人口減少、自家用車の通勤、買い物等となりますと、ますますバス利用者が少なくなり、運行便数も少なくなります。城里町は、今までから見れば3倍以上の行政区域となり、交通弱者や交通機関の少ない地域にとっては、それ以上の悪循環になってきた感じがいたします。このようなことを含めまして、コミュニティバス運行の話が出てきたのだと私は思っております。早急をお願いしたいものです。

また、先ほど言いました交通弱者や交通機関の少ない地域、要するに交通空白地域に利便性を、そして、住民間の交流にもつながるためにも交通体制を進めてほしいわけです。合併前の村長、合併後の町長として施政を立てているわけですので、お願いというよりはいつ運行になるか、お尋ねいたします。

2点目といたしまして、高速バスの問題でございます。

この問題は桂村からの続きになりますが、村長の時期、そして町長になられまして、同一人ということでございますので、あえて質問をさせていただきます。

1回目は村長任期の終盤、2回目は短期間という時期に質問をしたわけですが、時期の短い割には確かな返答をいただいたわけですが、バス会社の不祥事といいますが、運行問題等が出てしまい、村長は任期期間内に運行の実現とはいきませんでした。そういう中で当時村長は、村民に対し運行延期について説明とおわびをした経緯があります。

しかし、県南地方や鹿行地方で高速バス運行という新聞紙上の記事には目がとまります。ふれあいの里、うぐいすの里、山びこの郷と豊かな自然を利用した施設や御前山県立公園がある城里町まで、東京から2ないし3時間にて来ていただける町です。日帰りの施設や

宿泊施設も十分整っております。観光、そして健康増進施設、生鮮野菜等の販売センターもある町です。

また、城里町からは座って東京へ、乗りかえなしで東京への魅力がある高速バスです。そういう中で、この期間内に少なくなってきた高速バスの通らない町のさびしさを、茨城県の中央地区としてのメンツも踏まえて、町民2万3,000名の期待に実現ができるのかどうか、お伺いいたします。

2件目の大きな問題でございますけれども、葬儀費用についてでございます。葬儀会場の方は民間もありますので、答弁はいただかなくても結構でございます。

合併前、桂村は大宮町、山方町、美和村、緒川村、そして東茨城郡の御前山村と桂村からの負担金により、大宮地方広域組合で運営されておる大宮広域聖苑があります。七会村は笠間市、友部町、岩間町、内原町、そして七会村からなる5市町村の負担金により、笠間地方広域事務組合が運営されている笠間広域斎場やすらぎの森があります。しかし、常北町ではこのような組合に加入していませんが、水戸市斎場をお願いしておりました。

城里町になった現在でも、桂地区及び七会地区は組合加入のままおるわけですが、常北地区を含め費用負担の補助をしているのか、している場合には幾らかお尋ねいたします。

2点目としまして、城里町になって、常北地区区民が水戸市の斎場を中心に使用されることと思います。桂地区住民の場合大宮斎場、そして、七会地区住民の場合笠間斎場を中心に使用されていることでしょう。しかし、何らかの事情により常北地区住民が笠間または大宮を、桂地区住民が水戸または笠間、そして、七会地区住民が水戸または大宮を使用する場合もあることでしょう。そのときに3カ所とも少しずつ使用料の差があるのですが、その負担について補助をしていただけるのかどうか、お伺いいたします。

よろしく申し上げます。

第1回目は、これで終わります。

○議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 14番加藤議員のご質問でございますが、バスの運行についてということで、第1点目は、コミュニティバスの運行予定、いつごろになるのか。それから、第2点目は、高速バスの運行予定についてということでございますが、第1点目のコミュニティバスの運行であります。平成15年の7月に城里町の建設計画、そういうものを作成する際に、合併協議会でアンケート等も行っておりまして、そういう中で、やはりバス等の交通機関の整備、それが大変不満だというふうな回答をいただいておりますが、約半数近いアンケートの回答の中でございます。

そういうものを踏まえて、やはり地域の交通弱者といいますか、加藤議員申したとおりであります。そういう方々を今後どうしていくか、それから、通学バスとか、患者輸送車のバスとか、そういうものを総合的にということで、コミュニティバスの運行について

検討に入っておる段階であります。これらの導入については、現在の運行しておる民間の会社、それからバス会社、そういうものもありますので、町全体の視点に立ちながら進めてまいりたいと、そういうことを考えておるわけです。

いずれにいたしましても、茨城交通の現在の定期路線バスというのは、昭和30年代に大体設定をして運行している、その後、道路状況等も大きく変わっておるわけですが、そういう中で、拡大するということはほとんど不可能に近いという中でありますので、コミュニティのバスの実現に向けて、現在、関係職員で構成しております研究会を設置して、調査研究を行っておる段階で、その方向性、そういうものをそういう中で明確にしていまいりたいと、そういうふうに考えております。

18年度にはそれらのことをもとにして、それぞれの地域の方々や議会、関係機関とも協議をしながら、試行運行ができるような体制をつくっていききたいと、そういうふうな考えを持っておるわけです。

続いて、高速バスの件ですが、高速バスにつきましては、平成16年の1月、私の方ではそれ以前からいろいろな運動をしていたんですが、助役にその16年の夏ごろまでには発車できるだろうと、そういう見通しをいただいておったわけです。しかし、いろいろな先ほど議員ご指摘のようなこともありまして、運行会社の方でも再度検討に入ることになったわけですが、また最近、話が具体化をしていまして、いずれにしても、やはり地域に人を呼び込む、地域の人々が都会へ何か娯楽に出ていくとか、そういう体制をつくっていくことが、ここに若い人が住みつく一番大事な要素だと思っております。

座ったまま東京へ行ける、しかし、東京行きそのものは高速バスラッシュで分刻みで発車をしているということで、新規にそこへ加わることは難しいというふうな状況で、今までの既成路線を延長するということが、一番早くできるというような会社の意向もありますので、笠間ルートを笠間からこっちへ、城里町へ運行バスを延伸するというのが一番ベターなんだろうというふうな提案がありました。

そういう中で、桂の道の駅から常北石塚を通過して、古内を通過して笠間から今までの既成路線で岩間インターへ上がっていく。料金的には2,240円というふうなぐらいが想定をされておるという中であります。町内に5カ所ぐらいの停留所をつくって、そこで乗りおりをさせていただくということで、具体的に進めばそういうことで年内に発車できるのかなと思うんですが、営業会社の方では、やはり乗っていただけるかどうかということが問題で、1便で五、六人乗っていただけるのでしょうかというようなことを聞かれていますので、そういうことも踏まえながら、やはり根本的にはこの城里地域は高速バスのエアポケットになっているわけですから、私はある程度の人員確保等についても、財政的な負担も求められなければならないのかなとも思っておりますが、いずれにしても、運行してみないとわからないというところがあります。

そういう中で、町民の方々がいっぱい利用していただくということが先決なのかなと思

いますが、そういうことで、話がまとまれば年内には運行をしていきたい、お願いをしていきたいと、そういうふうに思っております。どうかひとつよろしくお願いをいたしたいと思います。

それから、斎場の使用料の問題であります、火葬場の件かなと思います。

現在、桂地区は大宮広域の斎場に入っております。組合員ということで使用料が5,000円であります。それから、七会地区が笠間の広域斎場で使用料が7,000円、従前の常北町は水戸市を主に使っているということで、4万円のうち2分の1負担、補助といいますか、そういうことで、今回それら大宮を使っても、笠間を使っても2分の1補助ということで、現在のところ執行しておるわけであります。そういう中で、それ以外の分については、それぞれ桂地区等については、大宮広域以外に行った場合には、そのまま実費負担ということになっております。

しかし、利用状況を見てみますと、七会地区については、昨年利用状況は100%笠間の斎場を利用している、ほかへ行って負担をしているというふうな状況は昨年に限っては、桂地区については、6名ぐらいの方がよその火葬場を使っておるというのが実態であります。それぞれの家庭の考え方、事情、そういうものもあるかと思いますが、そういう中で、現在運営して補助制度、そういうものを取り入れているというようなことが実態でございます。若干格差といいますか、いろいろな制度によって違いはあるということは申し上げる次第でございます。

○議長（関谷 誠君） 14番加藤君。

〔14番加藤文夫君登壇〕

○14番（加藤文夫君） 再質問させていただきます。

コミュニティバスの件なんです、役場職員ということで研究会ですか、開いているということですがけれども、もう町長が町長に選挙に出るころ、もう公約的なことで私どもにお話ししているわけですので、もう役場の職員ではなくて前の3町村ですか、その代表たちを集めて合併の当時のような方法で、そういう討論会なり、研究会を早急にさせていただけるかどうか、質問ということにさせていただきます。

それから、高速バスなんですけれども、やはり確かに諸事情等があっておくれているわけですが、旧桂村にとっては、私個人的にも、当時村長の時代にどこどこというところが駐車場兼乗下車地点だということも聞いておりますけれども、やはりそういうことも含めまして、これも早急にバス停ですか、駐車場を兼ねたバス停も、そういう委員会をつくっていただきたいと思っております。

それから、葬儀場の方なんですけれども、これはいつまで――言葉は悪いんですが、差をつけていかれるのかということを知りたい。やはり常北さんだけの地区へ行っても補助をしますけれども、桂、七会地区に対して補助は別個ですよといったような記憶があるんですが、やはり例えば火葬に関しまして、5,000円が他の地区へ行くと4万円、約8倍

です。そのくらいかかってしまいますと、4万円で大体その他一式くらいがスムーズに進むんですが、火葬だけで4万円かかってしまいますと、その他一式関係がまた改めて懷を痛める状況だと思うんですが、その辺伺いたいします。

○議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） コミュニティバスの運行の早くというご意見でございますが、現在、先ほど申し上げましたようなスケジュールでは進んでおりますが、できるだけ早く結論が出るような方向で検討してまいりたいと思っております。

それから、バス停につきましては、先ほど申し上げましたように、現在、城里町内に5カ所というような予定で、バス停も茨城交通の方から提示があります。それらも含めまして、何回も申し上げるようですが、1便にどれくらい乗っていただけるのかということが会社の方は心配のようでありますので、そういうことも含めて、できるだけ町民の方がそういう生活スタイルになっていくということを踏まえながら、進めてまいりたいと思います。そのときの費用負担等については、再度ご協議申し上げたいと思います。

よろしくお願ひしたいと思います。

また、火葬についての格差是正ということについては、よく検討させていただいて、格差の是正に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（関谷 誠君） 14番加藤君。

〔14番加藤文夫君登壇〕

○14番（加藤文夫君） それで、2件のバスとも早めにその方向に進めていただきたいと思うんですが、私の個人的な意見ですけれども、乗車率が少ない場合には、桂地区まで来て、それから大宮の工業団地、終点とか、大宮駅まで乗り込んでいただければ大宮市民としてもよくなるし、また、大宮の2路線、もしくは3路線になって、大宮地区ということになれば、乗車率も多くなっていくのではなかろうかと。

今言いましたように、町長が桂地区だけで採算がとれるかということになりますと、私もその点はちょっとわかりませんけれども、もう私も3度目というような、正直そういうバス運行に対して町民から言われておりますので、できるだけ早くお願いしていただきたいと思っております。

それについて斎場の方なんですけど、やはりできれば今のとおり私も桂でいえば大宮に、うまくいけばそれにこしたことはないんですが、たまたま関西方面でああいう事故が起きたとか、私どもの例えば旅行に行ったらバスごと北海道の方でひっくり返ってしまったとか、いろいろ数多くありますけれども、昔ならば土葬ですから、待っていますということになって、穴を掘れば済む問題ですけれども、今そういう中ではなくなってしまったので、やはり私とだれだれがお願いしたら、間に合わなくて他の地区へ行かなければならないとい

うことになりかねませんので、早急にこの城里町旧3町村が平等に扱っていただけるように検討というか、早急に答えを出させていただけるとお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（関谷 誠君） 以上で、14番加藤文夫君の一般質問を終結いたします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時35分休憩

午後 零時59分開議

○議長（関谷 誠君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま25番根本正典君、2番多田政士君、1番寺門博志君が出席をいたしました。

8番小田部博夫君、37番宮本 仁君が早退いたしました。

失礼しました。16番川井 昇君が出席しました。

次に、通告第9号、15番杉山 清君の発言を許可いたします。

15番杉山君。

〔15番杉山 清君登壇〕

○15番（杉山 清君） 15番杉山 清であります。

町政諸問題について、町長並びに関係課長にお伺いします。

城里町が誕生して4カ月半、町長としても在職され3カ月半が過ぎようとしています。最近、町の中を歩いてみると、このような話がよく聞かれます。まず一つは、議員定数の問題であります。そして、職員の人数の問題、また、役所、本所の各課の分散による不便性の件、公的料金の値上げ、補助金や交付金の減額、また、商店街を歩けば「もう長くないよ、いつ閉店しても」とあきらめの声であります。このようなことになったことについては根源があるはずです。いつどうしてこうなったか、我ながら合併時の議員として身の締まる思いであります。

先日、新聞で商業統計と企業統計が発表になりました。商業統計においては、大型店の床面積の増に対し、個人商店は閉店数増により、床面積はマイナスであります。また、企業統計によれば、資本金1,000万円以上の企業の設備投資が7.1%の伸びであるのに対し、地方の零細企業には年々厳しくなる一方であります。

そこで、お伺いします。昨年、桂村議会において地域通貨の質問に対し、金長元村長は答弁で、機会があれば合併協議会において提案することでしたが、提案はしていただけたでしょうか。また、現在、町に大型店の申請が数店出ているとのことであります。今後さらに地元店、大型店との確執が生まれます。そういった形の中で、今こそ町の活性化、それとコミュニティの再生を図ることができる地域通貨に目を向け、国の規制緩和に合わせた町独自の貨幣を発行し、歳入の面で自主財源の確保策を講じてはと思いますが、町長

のお考えをお伺いします。

２点であります、防災対策についてお伺いします。

昨年は国内外で災害が多く発生した年でありました。城里町においても、旧桂地区内で台風23号により多くの被害が発生しました。よく災害は忘れたころにやってくると申しますが、最近においては、自然環境の変化や崩壊により思いがけない災害になったり、大きな被害をもたらす例も数多くあります。備えあれば憂いなしとの言葉がありますが、安全安心して暮らせるまちづくりは、村長の選挙公約でもあります。

そこでお伺いします。防災計画の作成に対しては、旧３町村どの計画をたたき台として計画をつくるのか、どのような点に重点を置くのか、完成した計画案をいつどのような形で町民にＰＲしていくのか、以上２点、村長並びに関係課長にお伺いします。

○議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 地域振興についてということで、地域通貨の問題でご質問でございますが、私はこういうふうに考えております。地域通貨いわゆる商工会なり社会福祉協議会なり、そういうところがもとになって、いわゆる相互扶助のような形の地域ボランティア通貨のようなもので、それを金銭と交換できないと、そういうような通貨、それともう一つは昔の藩札です、江戸時代の藩札。その一定の地域でもってお金を発行して、それをその地域内だけで流通させると、そういう方法。それから、ただいま杉山議員がおっしゃったような町が、いわゆる私らの考えからいけば町民に町債を発行する、町が町債を発行して町民に買っていただく。それを原資にして予算のもとにするというような３つぐらいの考え方に分けられると思っております。

そういう中で、機会があればというふうな話をして、合併協の中ではそれらのことについては触れる部分がございますので、私の方でも提案はしておりません。

そういう中で、やはり今ご提案があった町債を発行するということで利率をつけて、例えば今回城里町は起債５億円するうち、２億円は町債で町民に買ってもらうというようなやり方、これはやはり町に対する財政の安心感とか、それから、うんと歳入があるから町の町債を買っても将来的にも利率もいいし、いいだろうと、そういうことにならなければ、例えば都が発行するとか、そういうものと違うので、地域としては私は町債を町民に発行するというのはなじまないのではないかと、そういうふうに考えております。

強いて言えば、その相互扶助のボランティア、例えば自分がボランティアをやって１時間働いたら、その分はポイントで１時間もらって何ペソとかそういうことでもらって、それをやはり自分がボランティアで受けるとき、それを払えばそれがまた自分に返ってくる。お金を生まない通貨、そういう形が、やはり民間ベースでやっていけるのが一番理想ではないのかなと、そういうふう考えておるところであります。

次に、防災計画であります、３町村の防災計画、きめ細かな安全安心対策をするため

にはやはり統一した城里町としての防災計画を早期に作成をしていかなければならないと思っております。

そういう中で、地震とか、風水害、そういうものを含めながら、やはり地震についてはいつ起こるかわからないということ、ずっと起こらないかもわからない、そういうこともあります。それから、風水害等につきましては、やはり台風時、増水時、そういうこともありますので、そういうことも加えながら、基本的には細かくといいますか、できている旧常北町の防災計画、そういうものに合わせながらできるだけ早く整備をしていきたいと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（関谷 誠君） 15番杉山君。

〔15番杉山 清君登壇〕

○15番（杉山 清君） きょうは地域通貨をサンプルとして持ってきたのでありますが、一つはこれは常陸太田の地域通貨です。助役さん見覚えありますか。わからないですか。これは16年度に発行され、そして、ことし17年度にも発行されました。私がこう考えているのはこれに近い形なんです、発行先はグリーンふるさと振興機構であります。実際のところ今、年1回で要するに2年目に入るわけですが、試験的という形の中でやっているそうであります。これは通貨単価が2種類ありまして、500グリーンと100グリーンという形であります。

また、一般の例えば円紙幣とか、ドル紙幣と同じような感覚で使えるものが、こういった形の中でコスモというこれは県外であります、こういった紙幣も出ております。私は、できればこれに近いものがあるのかな、その場合に国の要するに規制というか、そういうところも若干ありますけれども、発行している団体があるということでもあります。

実際、町長におかれても施政方針の中で、歳入面での自主財源の積極的な確保策を講じ、効率的で持続性可能な行財政への転換を図ることが急務であるという形で載っておりますが、やはり自己財源、税増という形の中で考えますと、大変難しいものがあると思います。町長が、例えば企業の誘致とか、そういうことも方針の中に書いてありますが、なかなかこの地に、では大きい企業がぽんと来てくれるかという、そういう形はなかなか望めないと思うんです。

それで、今この地域に根ざしている産業がどれだけ要するに活性化して、そして、税を喜んで払ってもらえるかということが大事であると思っております。その点について、この貨幣は町内で使うわけですから、円よりも回転率が高いわけですから。平均でいうと悪いところでも3回転、要するにいいところでは5回転、6回転という形の中で回転するという形です。ぜひお考えをいただければと思います。

また、第3機関でやる場合はという形で、お答えがありましたが、そういった場合に、町としての例えばバックアップ体制は、とっていただけるのかどうか、その点をお聞きし

たいと思います。

防災計画であります、大枠でわかりました。私も常北町の防災計画、七会、そして桂、桂に至っては一昨年質問をし、そして、15年の予算の中で、16年3月31日付で計画書が提出されたわけであります。その後質問で、要するに3月31日の計画には桂村の中小河川、江川、新堀、桂、岩船、皇都、その河川が含まれていなかったから、やはりここで要するに指摘事項として質問しているわけであります。

旧桂、それと常北の東部、それと七会の河川地域、ここは地震に関しても液状化が出るような大変地盤の緩い場所でもあります。また、風水害においては、当町の中心に建設されています自動車研究所の建設により、水の流れ等が大変変わっております。また、山間部も大変多いわけでありますので、がけ崩れとか、そういう形の中で、どうか旧常北町さんの防災計画は大変よくできていますので、先ほど町長が言われたとおり、基本にさせていただいて、よい計画をつくっていただきたい。

また、もう一点質問に入れますが、その場合、こういった形で町民にPRしていくのか、今までの計画案というものは、執行部で計画をつくり手元に置くような形が多かったと思うんです。それをやはり町民がどういうところに心配があるのか、また、災害が起こった場合には、どういう方法で対処したらいいのか、そういうことを考えながら、そういったPRに努めていただける方法をお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 地域通貨の問題であります、先ほど例示をされておりましたが、確かに常陸太田市では55のお店が加入して、それらを運営といいますか、それは商店街の中のいわゆるグリーンという券を使って、それは発行元といいますか、元締めみたいなものがいなければならない。それが商工会でなるのか、やはりそういうNPOとか、そういう団体になるのか、そういうのは必要だと思います。そういう立ち上げといいますか、そういうのはやはり民間で第三者的なものがやって、それに対するバックアップ等については、町としても十分やっていくと、そういうふうに思っております。

逆に言えば、地域だけの振興ばかり目を向けていると、やはり今度は逆に外から攻められるばかりではなくて、外から攻めてこられるということがありますので、やはり2つの面を持っていかなければならないのかなと思っています。

逆に、外国の方のヨーロッパ等についてはユーロというような通貨を、国の間を全部飛び回るといような時代にも入っていますので、両方の面から地域振興を図っていかなければならないと、そういうふうに考えております。

それから、防災対策につきましては、杉山議員のご意見もありますが、そういう中で、やはり中小河川等についても十分計画の中に組み入れて、それらを町民に知らせる方法と

しては、やはりそういうダイジェスト版とか、マップとか、そういうものをつくりながら、よく理解をしていただくように進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（関谷 誠君） 15番杉山君。

〔15番杉山 清君登壇〕

○15番（杉山 清君） ありがとうございます。

地域通貨であります、この件は私は今まで各ここという商工会ですが、お話をし、そして、そういった機会があればやっていきたいというような方向の中で、お答えをいただいております。

先ほど常陸太田市の要するに商店街の参加であります、55ではなくて実際は52です。もしそういう計画がまた出てきた場合には、執行部側としてもご協力のほどをよろしくお願いします。

防災対策であります、私が考えているのは、計画をつくった中で、大枠の中で町民にPRできる。例えば、全部載せるといのはこれは大変でありますので、例えば、ハザードマップみたいなものをつくって家に掲示できるとか、張っておくとか、そういうことが考えにあるのかどうか、その辺最後であります、お聞きしたいと思います。

○議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 町民の方々にやはり防災に対する備えといいますが、そういうことを十分周知できるような方法と手段をとってまいりたいと、そういうふうに考えております。

○議長（関谷 誠君） 以上で、15番杉山 清君の一般質問を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催したいと思いますので、議会事務局にお集まりください。

午後 1時20分休憩

午後 2時03分開議

○議長（関谷 誠君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

散会の宣告

○議長（関谷 誠君） 本日の日程はすべて終了いたしました。

ここで議員各位に申し上げます。本日の会議終了後、午後2時10分よりこの仮議場において全員協議会を開催いたしますので、お集まりいただきますようお願いいたします。

なお、あすの第3日目は休会ではありますが、公共施設の確認を予定しておりますので、

よろしくお願いいたします。

また、6月17日（第4日目）は午後1時30分から再開し、質疑から入ります。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 2時05分散会